

(1面から続く)
だれもがいきいき幸
せに暮らせるまち



シルバーピア事業(リベ
レほんむら、前沢都営住宅、
柳窪都営住宅等)▽成年後見
制度推進機
関運営委託
▽地域福祉
推進事業補
助金▽災害
害時要援護
者名簿作成
委託▽心身
障害者通所訓練事業補助▽精
神障害者訓練事業▽自立支援
給付(居宅介護・短期入所・
グループホーム・旧施設設支
援等)▽地域生活支援事業(移
動支援・日中一時支援・日常
生活用具支給等)▽認知症高

齢者対策(グループホーム建
物借上げ)▽虐待等事例検討
会議▽認知症高齢者グルー
プホーム防火対策整備事業▽わ
くわく健康プラン推進事業▽
健康増進検診事業▽小児初期
救急平日夜間医療事業▽テニ
スコート改修工事▽東京都
準備委員会の補助▽スポーツ
教室等の開催▽スポーツセン
ターの管理運営▽オリンピ
ックムーブメント共同事業

豊かな出会いで
にぎわうまち

254号線、2416号線
▽耐震改修促進計画策定業
務委託▽交通安全施設整備
道路照明設置工事▽防犯灯整
備事業▽自転車等対策費▽市
営自転車等駐車場整理業務
委託▽下水道整備事業の推進
▽流域下水道建設事業▽下
水道プラン2009策定業務
委託▽公共下水道固定資産
等調査業務委託▽消防事務
委託事業▽消防事務委託負
担金

建築制限条例が 制定されました

東久留米市地区計画の区域
内における建築物の制限に関
する条例が3月31日に公布さ
れ、同年7月1日から施行さ
れます。

この条例は、地区計画が定
められている区域において、
地区整備計画に定められた
「建築物等に関する事項」の
主要なものを条例に定めるも
のです。

や増改築などを行うときに必
要となる建築確認申請の審査
対象となります。また、違反
した場合は、建築基準法に基
づく違反是正の対象になるほ
か、条例に定める罰則の対象
となります。



地域防災計画を修正しました

市では、3月に東久留米市地域防災計画の内容を全面的に修正し
ました。地域防災計画は本編と資料編から構成され、本編は震災編
と風水害編から構成されています。

新版の冊子は4月20日(月)から、
中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図
書館、市政情報コーナー(市役所2階)、
および5月1日(金)からは市ホーム
ページでもご覧いただけます。

詳しくは防災防犯課防災防犯係 ☎
470・7769へ。



4月1日付市人事異動

市では、4月1日付部課
長33人および係長・係員の
異動を行いました。部課長
級の異動は次の通りです
(カッコ内は前職)。

【部長級】議会議務局長
兼議会事務局次長事務取扱
(市民部長) 吉川光彦▽財
務部長(教育部総務課長)
沢西晋之▽市民部長(財務
部財政課長) 土屋清▽福祉
保健部長(企画経営室総務
課長) 田中輝夫▽子ども家
庭部長(子ども家庭部保育
課長兼保育係長事務取扱)
鷺池正人▽教育部長(子ども
も家庭部長) 鹿島宗男▽教
育部参事兼指導室長事務取
扱(教育部参事兼指導室長
事務取扱兼主査事務取扱)
小谷野 茂美▽監査事務局
長(議会議務局長) 山下

【課長級】企画経営室企画
調整課行財政改革担当課長
(企画経営室主幹) 河野
務(企画経営室主幹) 多摩
都(企画経営室主幹) 飯島
猛▽企画経営室総務課
長(都市建設部都市計画課
長) 西川昌彦▽企画経営室
情報システム課長(企画経
営室情報システム課長補佐
兼主査) 森山義雄▽財務部
財政課長(財務部財政課長
補佐兼主査) 森田好保▽財
務部納税課長(都市建設部
施設管理課下水道担当課
長) 小山輝男▽市民部生活
文化課長兼主査事務取扱
(財務部納税課長) 平野進
▽市民部市民課長兼主査事
務取扱(福祉保健部保険年

金課長) 須田俊彦▽環境部
環境政策課長兼主査事務取
扱(環境部環境政策課長)
林幸雄▽福祉保健部福祉総
務課長(環境部ごみ対策課
リサイクル推進担当課長)
小島信行▽福祉保健部障害
福祉課長(福祉保健部障害
福祉課長兼福祉支援係長事
務取扱) 相川浩一▽福祉保
健部保険年金課長(教育部
総務課長補佐兼経理係長)
鶴田正彦▽子ども家庭部子
育て支援課長(子ども家庭
部子育て支援課長兼ひとり
親支援係長事務取扱) 井口
春男▽子ども家庭部保育課
長(市民部生活文化課長補
佐兼男女共同参画係長) 洪
谷千春▽都市建設部都市計
画課長(都市建設部都市計
画課都市政策担当課長) 荒
島久人▽都市建設部都市計
画課都市政策担当課長兼主
査事務取扱(都市建設部都
市計画課長補佐兼土地利用

計画係長) 土屋健治▽都
市建設部施設管理課長
(都市建設部施設管理課
長兼主査事務取扱) 古澤
毅彦▽都市建設部施設管
理課施設建設担当課長
(会計課長) 小林尚生▽会計管理
者(小林尚生) 小川尚孝▽
東正樹▽教育部総務課長
兼主査事務取扱(企画経
営室企画調整課行財政改
革担当課長) 下川尚孝▽
東京都(教育部主幹) 小
林豊茂▽教育部主幹(東
京都) 末水寿宣

【消防本部】警防課長
(東京消防庁) 杉田克明
▽消防本部主幹(救急福
祉担当) 警防課長 芳賀
幸雄▽予防課長(消防本
部主幹(救急福祉担当))
佐々木照雄

詳しくは職員課 ☎ 47
0・7716へ。

介護保険料特別徴収(年金天引き) の方へ仮徴収のお知らせ

介護保険料は、毎年7月に市民税の課税内容などを基に決定します。そのため、4月・6
月・8月の保険料は、仮徴収として、2月と同額を納めていただきます。

7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2
月の3回に分けて納めていただくことになります。

21年度の介護保険料は7月中旬にお知らせします。

※4月・6月・8月の保険料額と比べて、年度後半の10月・12月・2月の保険料が大幅
に増額または減額になることが見込まれる場合には、年間の天引き額を平準化するために、
6月・8月の仮徴収額を変更する場合があります。変更した場合は、個別にお知らせします。
詳しくは介護福祉課保険係(内線4910、4911)へ。

【課長級】企画経営室企画
調整課行財政改革担当課長
(企画経営室主幹) 河野
務(企画経営室主幹) 多摩
都(企画経営室主幹) 飯島
猛▽企画経営室総務課
長(都市建設部都市計画課
長) 西川昌彦▽企画経営室
情報システム課長(企画経
営室情報システム課長補佐
兼主査) 森山義雄▽財務部
財政課長(財務部財政課長
補佐兼主査) 森田好保▽財
務部納税課長(都市建設部
施設管理課下水道担当課
長) 小山輝男▽市民部生活
文化課長兼主査事務取扱
(財務部納税課長) 平野進
▽市民部市民課長兼主査事
務取扱(福祉保健部保険年

金課長) 須田俊彦▽環境部
環境政策課長兼主査事務取
扱(環境部環境政策課長)
林幸雄▽福祉保健部福祉総
務課長(環境部ごみ対策課
リサイクル推進担当課長)
小島信行▽福祉保健部障害
福祉課長(福祉保健部障害
福祉課長兼福祉支援係長事
務取扱) 相川浩一▽福祉保
健部保険年金課長(教育部
総務課長補佐兼経理係長)
鶴田正彦▽子ども家庭部子
育て支援課長(子ども家庭
部子育て支援課長兼ひとり
親支援係長事務取扱) 井口
春男▽子ども家庭部保育課
長(市民部生活文化課長補
佐兼男女共同参画係長) 洪
谷千春▽都市建設部都市計
画課長(都市建設部都市計
画課都市政策担当課長) 荒
島久人▽都市建設部都市計
画課都市政策担当課長兼主
査事務取扱(都市建設部都
市計画課長補佐兼土地利用

計画係長) 土屋健治▽都
市建設部施設管理課長
(都市建設部施設管理課
長兼主査事務取扱) 古澤
毅彦▽都市建設部施設管
理課施設建設担当課長
(会計課長) 小林尚生▽会計管理
者(小林尚生) 小川尚孝▽
東正樹▽教育部総務課長
兼主査事務取扱(企画経
営室企画調整課行財政改
革担当課長) 下川尚孝▽
東京都(教育部主幹) 小
林豊茂▽教育部主幹(東
京都) 末水寿宣

【消防本部】警防課長
(東京消防庁) 杉田克明
▽消防本部主幹(救急福
祉担当) 警防課長 芳賀
幸雄▽予防課長(消防本
部主幹(救急福祉担当))
佐々木照雄

詳しくは職員課 ☎ 47
0・7716へ。

【若年者納付猶予
制度】があります
20歳代の方には、本人と、
その配偶者の前年の所得が
一定の基準以下であれば、
申請により国民年金保険料
の納付が猶予される「若年
者納付猶予制度」がありま
す。

本人の収入は少ないのに、
世帯主(同居する親等)の
収入が一定額以上であるた
めに保険料の免除制度が利
用できない方は、この制度
がご利用いただけます。

追納ができます
特例免除や若年者納付猶
予が承認された期間は、老
齢・障害・遺族基礎年金の
受給資格期間に含まれます。
万が一のときは、障害基礎
年金や遺族基礎年金が支給
されます。

また、承認を受けてから
10年までの間は、保険料を
納めることができます(追
納)。ただし、承認を受けた
期間の翌年度から起算して
3年度目以降に追納する場
合は、経過期間により一定
の額が保険料に加算されま
す。

特例免除・若年者納付猶
予制度について、詳しくは
市保険年金課 ☎ 470・7
732、または武蔵野社会
保険事務所 ☎ 0422・56
1411へ。

退職(失業)による
特例免除があります
経済的な理由等で国民年
金保険料を納付することが
困難である場合には、申請
により保険料の納付が免除
となる場合があります。

特例免
除とは、
通常であ
れば審査
の対象と
なる本人
所得を除
外して審
査を行い、
保険料の
納付が免
除される
ものです。
対象は、
申請する
年度また
は前年
度の事実
がある場
合となり
ます。

国民年金
たのしみ

